

国海環第 161 号

平成 30 年 3 月 1 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵 一浩



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の
一部改正について（通知）

下記省令の一部改正が本日付けで公布及び施行されましたので、ご了知頂きます
ようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

以上



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等 関係省令の一部改正について

1. 改正の背景

国際海運から温室効果ガス(GHG)の排出削減に向けた取組みの一環として、平成28年10月に開催された国際海事機関(IMO)の第70回海洋環境保護委員会(MEPC70)において以下の改正案が採択された。同改正が平成30年3月1日に発効することを受け、関係省令の改正を行った。

(1) 船舶の燃料油消費実績報告制度の導入(海洋汚染防止条約附属書VI)

船舶の消費する燃料油の実績を「見える化」し、船舶の省エネ運航を更に促進するため、特定の船舶が、平成31年から消費された燃料油の実績(燃料油の消費量、航海距離及び航海時間等)を収集し、管海官庁へ報告する制度を導入することとする改正

(2) 国際油汚染防止証書(IOPP証書)の追補の様式改正(海洋汚染防止条約附属書I)

IOPP証書の追補の様式中、現存しないタンカーに係る不要な項目の削除等を行うこととする改正

2. 関連省令の改正概要

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号)

・本報告制度の導入のため以下の追加を行った。

①総トン数5,000トン以上の国際航海等に従事する船舶の船舶所有者に対して、毎年、消費した燃料油の実績について収集し、国土交通省へ報告することの義務づけ

②国土交通省が、当該報告が妥当であることが確認した場合に燃料油消費実績履行確認書の交付等

③登録を受けた船級協会が、当該実績についての報告を確認し、燃料油消費実績履行確認書に相当する文書を交付した場合におけるみなし規定等

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和58年運輸省令第38号)

・本報告制度の導入のため、二酸化炭素放出抑制航行手引書が適合すべき技術基準に、燃料油の消費の実績の収集及び報告の方法の追加

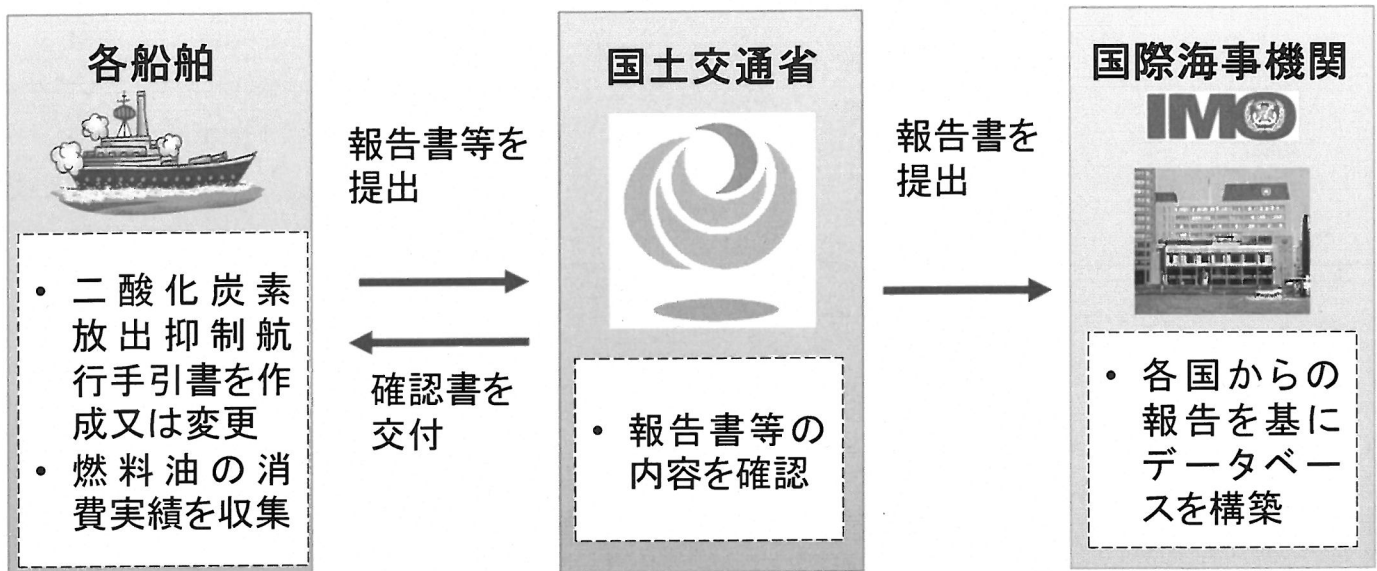
(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和58年運輸省令第39号)

・IOPP証書の追補の様式中、現存しないタンカーに係る不要な項目の削除等

3. 施行日

平成30年3月1日

船舶の燃料油消費実績報告制度の概要



●目的

国際海運からの温室効果ガス(GHG)の排出を削減する取組みの一環として、船舶の燃料油の消費実績を「見える化」し、省エネ運航を促進するため、対象となる船舶の所有者は、毎年、1年間の燃料油の消費実績（燃料油の消費量、航行距離、航行時間等）を収集し、国土交通省又は船級協会に報告する。

●内容

(1) 対象となる船舶:

国際航海等に従事する船舶※であって、総トン数5,000トン以上のもの

※ 日本国領海等(日本国の内水、領海又は排他的経済水域)以外の海域において航行の用に供される日本船舶

(2) 対象となる船舶の所有者が必要となる対応

- ① 二酸化炭素放出抑制航行手引書に「燃料油の消費実績の収集・報告方法」を記載し、承認を受ける(既に承認を受けている手引書にあっては、2018年内にそれらの方法を追記し承認を受ける)。
- ② 毎年1～12月の燃料油の消費実績を収集する。
(初回収集期間:2019年1月～12月)
- ③ 翌年3月末までに燃料油の消費実績を国土交通省又は船級協会に報告する(初回報告期限:2020年3月末)。
- ④ 交付された燃料油消費実績報告履行確認書を船舶に備え置く。